

山中湖における棧橋等の占用許可の留意事項について

山中湖村では平成22年8月1日より「山中湖村景観計画」を策定しました。この計画は、湖を囲む豊かな自然景観と富士山への雄大な眺めを守り、今後の観光地としての質の向上を図ることを目的に策定されたものです。

この計画の中で山中湖面及び湖岸地区は、景観重点地区に指定され、周辺の自然景観や土地利用と調和した整備や管理を行うことで、良好な景観の形成を推進するとしています。

具体的には河川法における許可を受ける他に、下表のとおり湖面湖岸における行為に対し景観計画に基づく届け出が必要となります。

山中湖面および湖岸地区における行為の制限

①届出対象行為

山中湖面及び湖岸地区（河川管理者である山梨県が定める河川区域）において以下の行為（表3）を行う場合。

表3 届出対象行為

| 届出を必要とする行為の内容 | | 届出を必要とする行為の規模 |
|----------------------------|------------------------------|---|
| 工作物 | 新設、増築、改築若しくは移転 | 棧橋、艇庫、売札所、待合所その他の河川法(昭和39年法律第167号)第24条の規定による占用許可及び同法第26条の規定による工作物の新築等の許可の対象となる工作物。 |
| | 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 | 行為に係る部分の見付面積が変更前の総見付面積の2分の1を超えるもの。ただし、色彩の変更については、行為に係る部分の見付面積が変更前の総見付面積の5分の1を超えるもの。 |
| 屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件の堆積 | | 高さが1.0m又は集積等の面積が10㎡を超えるもので、その期間が30日を超えるもの。 |

*6) 山中湖面および湖岸地区：河川管理者である山梨県が定める河川区域

また上表の行為は下表における一般区域における景観形

成基準と一般区域における景観形成基準に加える基準の双方に適合しなければならないこととなります。

表2 一般区域における景観形成基準

| 行為の種類・事項 | | 景観形成基準 | |
|--|------|---|--|
| | | 自然公園特別地域 | 自然公園普通地域 |
| <ul style="list-style-type: none"> 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。 | 形態意匠 | (1) 屋根 ・ 灰黒系色又は焦げ茶色とする。彩度 6 以下、明度 2 以上とする。 (2) 壁面、工作物* 3 ・ 基本となる色彩(外壁の 4/5 以上を使用する色)は茶系色、ベージュ色、クリーム色、灰系色とする。彩度 6 以下、明度 2 以上とする。 ※素材色は上記に制限されない。 | |
| | 高さ | —* 4 | ・ 15m 以下とする。 |
| | 配置 | —* 4 | ・ 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、敷地境界線から 2m 以上離れていること。* 5 |
| 開発行為 | | <ul style="list-style-type: none"> 擁壁、法枠等の構造物が生じる場合、素材、表面処理について、周辺景観と調和するものとする。 | |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 | | <ul style="list-style-type: none"> 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる。 道路等から見えにくいように、植栽の実施、木柵の設置等で遮へいし、その際には周辺の景観に調和するものとする。(ただし、河川区域ではこの限りでない。) | |
| 木竹の伐採 | | <ul style="list-style-type: none"> 自然性の高い樹木や巨樹等貴重な樹木については、極力移植する。伐採した本数と同数の樹木を同敷地内に、周辺景観との連続性に配慮し植栽する。 | |
| 特定照明 | | <ul style="list-style-type: none"> 地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いない。 | |

- * 3) 工作物のうち、運動施設(テニスコートフェンス等)、電柱、鉄塔・アンテナの色彩基準の色相(茶系色、灰系色等)については、「富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画書」の「許可、届出等取扱方針」を景観形成基準とします。
- * 4) 「山中湖村景観計画」において景観形成基準の定めが無いということであり、建築物等の高さや壁面の位置については、自然公園法等、他法令の規定に従う必要があります。
- * 5) 工作物は該当しません。また、「山梨県富士箱根伊豆国立公園普通地域内建築物設置指針」の届出対象行為に該当する行為については、同指針に従う必要があります。

表4 「表2 一般区域における景観形成基準」に加える基準

| 行為の種類・事項 | | 景観形成基準 |
|--|------|---|
| 工作物の建設等 (新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替) | 形態意匠 | <ul style="list-style-type: none"> 屋根は勾配屋根とする。 自然の素材を多用する。 色彩は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 艇庫、売札所、待合所等 <ul style="list-style-type: none"> 屋根 : 灰黒系、こげ茶系 壁面 : 茶色系、ベージュ系、クリーム系、灰系色 栈橋 <ul style="list-style-type: none"> 構造部 ; 灰黒系、こげ茶系 ※素材色は上記に制限されない。 |
| 屋外における物件の集積又は貯蔵 | | <ul style="list-style-type: none"> ポート等は整然と配置する。 |

つまりこういうことです！

栈橋・艇庫・発券所・待合所等の河川法の許可を受けている工作物の修繕や改築等の行為を行う必要が生じた場合は、山中湖村景観計画に基づき、山中湖村に行為の内容について協議を行い景観法に基づく届け出をしなければならなくなりました。

上記における行為を予定している場合あらかじめ山中湖村・山梨県富士・東部建設事務所吉田支所・山梨県富士・東部林務環境事務所いづれかにご相談ください。

山中湖における美しい景観を守っていくための取り組みとご理解頂きご協力お願いいたします。

山梨県富士・東部建設事務所吉田支所
河川砂防管理課 管理担当
TEL 0555-24-9045